

発議第8号

燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年10月5日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会 産業建設常任委員会
委員長 川内 聖二

理由 コロナ禍からの世界的な経済回復や物流の混乱に加え、ロシアのウクライナ侵略等により、燃料・肥料・飼料の価格高騰が続いており、先行きも不透明な状況にあり農畜産農家の経営は厳しい状況に陥っている。そのため、国へ資材高騰対策について対応を求める必要がある。

燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する意見書（案）

本市の農畜産農家の生産現場においては、高齢化の進展による担い手不足や災害による農業生産基盤の弱体化等で農業・農村を維持・発展させる上で多くの課題を抱えている。そのような中、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響に加え、深刻化するウクライナ情勢の影響を受け、原料を海外からの輸入に依存する燃料をはじめとする生産資材等の急激な価格高騰により、市内の農畜産農家の経営はひっ迫し厳しい状況に陥っている。

特に、農作物の育成に不可欠な肥料、畜産に必要な飼料等の価格が上昇するだけでなく、被覆資材などの生産資材、さらにハウスや共同利用施設等の建設資材高騰がみられる。

これらの影響を販売価格に転嫁しにくい状況にあり、先行きの不透明さを背景に、今後も農業経営は不安定に推移することが懸念されており、このような状況で、市内の農業振興に多大な影響を与えている。さらにコロナ禍の影響も続いており、安定して農畜産物を生産していくことが困難な状況である。

いま直面している様々な農政課題を乗り越え、食料・農業・農村基本計画で定める農業生産基盤の維持強化や食料安全保障の強化を達成していくため、下記事項の実現に向けての対策を求める。

記

1 燃油価格高騰対策について

施設園芸及び茶の燃油価格高騰対策は令和4年度までの措置となっており、令和5年度以降は継続可否を含め見直すこととなっている。最近の燃油情勢を踏まえると事業継続の意義は強く、また、生産現場から事業継続を求める声が多いことから、同事業の継続や運用改善・支援拡充を求める。

2 肥料価格高騰対策について

- (1) 肥料のセーフティネット創設に関する議論が進む中、創設される制度内容によっては支援にかかる事務も膨大になることが想定される。多くの農業者を漏らすことなく、かつ、速やかな支援を可能とするセーフティネットの構築を求める。
- (2) 肥料原料産出国の輸出停滞など、世界情勢の緊迫化の影響により肥料需給がひっ迫し、価格が高騰している。農業生産コストの増大により生産者の営農意欲の減退が危惧されることから、生産者がコスト高を乗り越え、将来にわたり農業生産が継続できるよう、

生産者への支援を求める。

3 飼料価格高騰対策について

- (1) 配合飼料価格が高値で推移する中、配合飼料価格安定制度は畜産農家が経営を維持する上で不可欠な制度となっている。同制度の安定的な運用に向け、財源が枯渇することがないように、十分な財源確保を求める。
- (2) 最近の飼料価格の高騰と配合飼料価格安定制度の生産者積立金の増加、配送運賃上昇を受け、畜産農家の経営は非常に厳しい状況下にある。価格高騰の長期化も想定されていることから、価格の動向を捉えながら畜産農家の負担軽減に資する対策を求める。

4 持続可能な農業の確立に向けた取組について

生産コストの上昇にコロナ禍等の影響も加わり、安定して農畜産物を生産していくことが困難になる中、生産コストの価格転嫁など再生産に配慮された適切な価格形成も課題となっている。持続可能な農業の確立に向け、市内農畜産物の魅力の発信等を通じたブランド力のさらなる向上へ取り組みを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様